



全国グラビア協同組合連合会

全グラ情報

JAPAN



Congratulations

巻頭言

グラビアに GP マークを

(一社)日本印刷産業連合会

専務理事 小野隆弘



(一社)日本印刷産業連合会は今年が改選期で、去る6月11日に書面による総会、理事会が開催され、藤森康彰会長による新体制がスタートしました。

それに伴い、事務局体制も変わりまして、小職が専務理事を拝命、常務理事は引き続き小澤と新任の緒方で、藤森新会長のもと、業界発展のため努めてまいりますので、全国グラビア協同組合連合会様には、倍旧のお引き立てを賜りたくお願い申し上げます。

さて、巻頭の一言の依頼が村田英雄専務理事からありまして、今月号はページに十分余裕があるので、何ページ使ってもよい、とのお言葉をいただきました。過去には、6頁執筆された方もいらっしゃるとのこと。

村田専務理事には、事務局としての関わりと、産連の委員会、部会の委員を長年務めていただいておりますので、2つ返事でお受けしました。

滅多にない機会故、一般的なお挨拶の外に、小職と全国グラビアさんとの関わりや、全国グラビアさんに対する思いで誌面を汚させていただくことにしました。

私は業界団体7年目になります。印刷工業会2年、日印産連が5年目です。出向前は、営業二十数年、管理部門に十数年おりました。営業の二十数年は、パッケージと建材で、共にグラビア印刷とは深く関わっておりました。よって、グラビア印刷には親しみを感じております。

まずは、環境問題についてお話しします。

グラビア印刷は早くから環境問題に直面し、改善に取り組んでこられました。産連の取り組む諸課題のうち、業界の環境問題は1つの柱として対応しています。地球環境委員会では、地球温暖化対策やVOC削減、そしてリサイクルの促進などに取り組んでいますが、その地球環境委員会の委員長を長年務めていただいているのが、田口 薫会長です。

田口会長は環境問題に対して造詣が深く、委員会では多くの提言をいただいております。一昨年の7月、当時ニュースで話題のストローの刺さった海亀の写真に端を発した、海洋プラスチックごみ問題について、産連で取り組むべき、とのご提案をいただきました。産連では対応のワーキングを作り、経済産業省に要望書を提出するかたわら、経産省や環境省主導の官民連携のプラットフォームやキャンペーンに参画し、情報発信や収集の場としています。

2019年6月大阪で開催のG20で政府は『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』を打ち出し、海洋プラスチック削減でのリーダーシップを発揮するに至りましたが、それに先駆け、政府は国内向けに『プラスチック資源循環戦略』を策定しました。戦略策定に当たっては、パブリックコメントの募集があり、その話題性により、通常の何

倍かの応募があったそうですが、そこで、全国グラビアさんと産連がパブリックコメントを提出しましたが、その内いくつかが採用され、プラスチックの有用性、利便性配慮の主張が反映された内容になりました。凸版印刷の木下委員他、田口会長を座長とするワーキングメンバーのご苦勞の賜物です。

さて、環境問題の一環で、産連では、環境に優しいグリーンプリンティングの普及に注力しています。ここで、GP 周知ワーキングのリーダーを務めていただいているのが関東グラビアの山下雅稔副理事長です。座長を務めていただいております、リーダーシップとアイディア、そして人脈をフルに活かして、GP 周知イベントの立役者としてご活躍いただいております。

全国グラビアの皆様には、この機関誌に毎号 GP 制度のお願いとご案内で紙面を割いていただき、推進にご協力いただいております。山下副理事長や吉原理事には委員としてご活躍いただいております、GP 推進部会や GP 周知ワーキングの委員の方からもお話があるとおもいますが、GP 取得事業所は430で、グラビアさんは現在65事業所です。まだ、取得されてない事業所は是非取得をお願いしたいと思います。

1 つ重要なお願いがあります。全国グラビアの会員の多くはパッケージの印刷を手がけられていると思います。是非、お客様に対して環境負荷の少ないグリーンプリンティングの印である GP マークを製品に付けていただくように、アピールをお願いします。

お客様に取りましても、環境配慮の企業であることのアピールになりますし、消費者の目に触れるパッケージへの GP マークの印刷は価値千金です。もし、お客様に対しての説明が必要な場合は GP 事務局でも対応させていただきます。大型製品への GP マーク印刷も予定されており、ご紹介できるのを楽しみにしています。

最後に、全国グラビアさんの、不適切な商慣習是正に対する取り組みには、常々敬服しています。商慣習是正に取り組んでおられる団体は他にもあります。商慣習是正は10団体の悲願ではないでしょうか。大手も中小もない、皆が望むところです。当たり前のことを世間の常識の範囲で主張していく、地道な努力により、少しずつ変われると思います。これは、世の中からフードロスや包装材料のロスや作り直しのエネルギーのロスの低減に結び付き、産連が取り組むSDGsのポリシーに合致するもので、是非10団体共通の取り組みに水平展開できたら、と考えます。

フードロスと書くと、熱く語る、安永研二副会長のお顔が浮かびます。安永副会長からは、時々情報交換と称して、叱咤激励のお電話をいただきます。お話しの内容は難しく、課題の多さを再認識させられます。

皆一様に大きなダメージを受けている新型コロナウイルス、先が見えない不安にストレスがたまります。コロナに対する反応も様々ですが、産連も会議やイベントの対応に頭が痛く、試行錯誤の日々です。

先日開催の広報委員会は、リアルとウェブ併設での開催でしたが、関西グラビアの竹下晋司理事長は委員として、大阪から馳せ参じていただき、終わりに、リアル参加して良かった、と言ってくださったのは有難かったです。

来年4月に延期になった、『コンバーティングの明日を考える会』のフォーラムは骨太の会で、リアル開催を楽しみにしている1人です。

春には収束して、いや、終息して、リアルで集えるように祈ります。

全国グラビア協同組合連合会各社の皆様

緊急提言

全国グラビア協同組合連合会

会長 田口 薫

いつも組合活動にご理解、ご協力頂き感謝して居ります。

さて、私共の畏れていた事が起こりました。日頃ハイリスクローリターンと安永副会長が申されていますが「その物の価格より極端に低い値付けをされていては危険だ」という、証拠になるような出来事が8月に入って2社破産のニュースが、中京と関西に出ました。お名前は申しかねますが、どちらも老舗で社名をうかがって驚きました。まさか？ 近くのご同業から理由を聞いて納得しました。「あんなに安く売っていては、いつかはそうなる」とご同業は申されました。

今までの成り行きで価格改定が難航しているのかもしれませんがコロナで仕事がない今、特に「安売りは命取り」この言葉をしっかり胸に刻んで頑張ってください。私達はサプライチェーンの要として常に安定供給をする義務があります。社会にも、社員家族、仕入先、お客様、協力して下さる方々に対して「五方善しの経営」を目指しましょう。例年より長い夏休み、皆様、疫病や事故に遭われませんよう、お祈り申し上げます。

日印産連表彰者

印刷功労賞に赤穂氏、印刷振興賞に奥田氏 第19回・印刷産業環境優良工場表彰は延期に

(一社)日本印刷産業連合会は、1986年以来、印刷産業に対する社会の理解と認識を深めることを目的に、毎年9月を「9月印刷の月」と定め、関係各位の協力のもと各種行事を開催してきたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を考慮し、参加者の安全確保を最優先に配慮し、9月16日に予定していた「2020年9月印刷の月」記念式典の開催を中止した。なお、8月5日に開催された第3回理事会において日印産連表彰の受賞者が決定した。全国グラフィア協同組合連合会からは2名が受賞となった。

また、「第19回・印刷産業環境優良工場表彰」についても、2019年11月18日より第1次の応募を開始し、その後第1次審査、第2次応募、第2次審査を経て、経済産業大臣賞並びに経済産業省商務情報政策局長賞に該当する工場に対して行う現地審査を、20年5月25日(月)～6月12日(金)で実施する予定であったが、新型コロナウイルスの影響で

外出自粛要請が出されていたこと、およびその後も東京都をはじめとする首都圏で感染者の増大が続いていることから、現地審査を延期することとなった。

現地審査の実施時期は2020年の秋以降とし、その時点の新型コロナウイルスの状況や社会情勢をふまえ実施の可否を判断することとし、現地審査終了後に賞候補の審査・選考を行い、日印産連の理事会で承認を得た上で経済産業省への申請を行う。

第19回・印刷産業環境優良工場表彰の現地審査、その後の予定が延期されたことに伴い、2020年11月から開始する予定であった「第20回・印刷産業環境優良工場表彰」についても予定を1年繰り延べ、21年11月から応募を開始することとし、それまでの期間は今後の応募拡大やレベルアップに向けた活動を展開することとなった。

【印刷産業環境優良工場表彰 今後のスケジュール】

現地審査	2020年秋以降で問題ないと判断した時期に実施
審査委員会	現地審査終了後に臨時で開催
選考委員会	審査委員会終了後に開催
日印産連理事会	選考委員会実施後の次の理事会で承認
経済産業省への申請	理事会終了後ただちに申請
表彰式	2021年9月「印刷の月、記念式典」で表彰
第20回応募	2021年11月開始予定

印刷功労賞

赤穂昌之

(株)日商グラビア 相談役
関東グラビア協同組合 顧問



【推薦事由】

8色マルチ校正機（世界唯一のグラビア校正機）は立会印刷作業等において、時間および資材ロス等の低減と本機の稼働率アップを生み、国内のみならず世界各国へ普及し、氏の主導による種々の機器、機械の開発はグラビア業界の発展に寄与している。また、外国人技能実習制度推進WGの座長として、平成30年より取り組み「印刷職種・グラビア作業」の認定に貢献し、東南アジア諸国への技術向上に貢献し、国内企業に多くの人材を与えた。

印刷振興賞

奥田拓己

(株)北四国グラビア印刷 代表取締役社長
関西グラビア協同組合 副理事長
全国グラビア協同組合連合会 理事



【推薦事由】

関西グラビア協同組合の副理事長及び全国グラビアの理事をも務め、業界の環境問題、社会的責任への取り組みなどを推進している。近年「四国で一番大切にしたい会社大賞」を受賞し、業界の範となり振興発展に貢献している。

「外国人技能実習制度」業種認定推進 WG、 「グラビア印刷技能実習評価試験委員会」と合同開催 グラビア印刷技能実習評価試験実施に向けての準備、着々と

第14回「外国人技能実習制度」業種認定推進 WG（ワーキンググループ）が、2020年8月21日（金）午後3時より、オンラインにて開催された。出席者は、WG 座長の赤穂昌之氏（㈱日商グラビア・相談役）、委員の中田善規氏（㈱共新・代表取締役社長、協同組合 共栄・顧問、日新シール工業㈱常務取締役）、村田英雄氏（全国グラビア協同組合連合会・専務理事）、技術委員の都築晋平氏（㈱日商グラビア・営業技術 理事）、専門委員の柳谷承示氏（協同組合 共栄・理事）、劉学春氏（協同組合 共栄・所長）、宮尾 宏氏（㈱共新・国際事業部取締役本部長）、小池行生氏（協同組合 共栄）、オブザーバーとして岩本清一氏（（一社）日本印刷産業連合会・GP 認定審査員）、浮田信也氏（大和産業㈱代表取締役社長、東海グラビア印刷協同組合・副理事長、全国グラビア協同組合連合会・理事）。

今回は、7月17日（金）に厚生労働省から「技能実習評価試験 認定通知書」が授与されたことを受け、「外国人技能実習制度」の対象職種・作業に、グラビア印刷作業が正式に追加認定されたことから、これまでの認定推進という活動から、今後は、実際の技能実習評価試験の実施へと活動主体が移ることから、WG を解消し、「グラビア印刷技能実習評価試験委員会」へと衣替えを図るため、第3回のグラビア印刷技能実習評価試験委員会から委員長に内定している浮田信也氏にも参加していただき、第1回「グラビア印刷技能実習評価試験委員会」との合同開催となった。なお、WG の委員は、グラビア印刷技能実習評価試験委員会の委員にスライドする形で、今後も参加していただく予定。

当日は、技能評価試験の実施方法について、試験場・監督者・各単組の責任者への説明講習会、受験費、HP 特設サイトの開設等について議論した。

続いて、8月27日（木）午後3時より、オンラインにて第15回「外国人技能実習制度」業種認定推進 WG が、第2回「グラビア印刷技能実習評価試験委員会」と合同で、前回と同じメンバーが参加し

て開催された。

前回会議で出された課題についての回答が得られたので、その報告があり、試験方法、試験場・監督者・各単組の責任者への説明講習会、受験費、特設サイト、HP コンテンツ等について議論した。

今後、9月9日（水）に第16回「外国人技能実習制度」業種認定推進 WG を第3回「グラビア印刷技能実習評価試験委員会」と合同開催し、そこでスケジュール等を確定し、9月15日（火）の全国グラビア協同組合連合会・理事会において開催される「第1回グラビア技能実習評価委員会」にて正式承認を受ける予定。

※協同組合 共栄は監理団体で、㈱共新は技能実習生の研修や、紹介を行う。



平成30年度の VOC 排出量、64万トン超 印刷インキからの排出量は35,248トン

環境省揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリ検討会は、令和2年3月16日に開催した令和元年度 VOC 排出インベントリ検討会において、平成30年度の VOC 排出量推計結果が発表された。これは、平成12年度を基準年に、平成18年度より毎年度 VOC 排出量を調査、改訂しているもので、平成30年度の発生源品目別の VOC 排出量は641,520トンで、前年度より12,020トン削減、基準年度比では763,358トンの削減となった。ここでは結果から印刷インキ、接着、粘着、剥離剤、ラミネート等の発生源品目別と、印刷関連やプラスチック製品製造等の業種別の推計値などを紹介する。

調査対象について

推計対象年度は、平成12年度、17～30年度で、全国および都道府県別となっている。推計対象とする発生源は表1の31品目。推計対象とする物質は大気汚染防止法で定義された「揮発性有機化合物（大気中に排出され、または飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質およびオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く）」）。具体的には発生源ごとに製品等（発生源品目）に含まれると考えられる471物質を推計対象としている。なお、個別の物質まで特定できないものの、炭素数や構造まで把握できる場合は総称、主な用途まで把握できる場物質群、全く特定できない場合は「特定できない物質」等として表記している。

推計対象の業種は、発生源ごとに VOC の取扱方法等から判断し、「日本標準産業分類」（平成14年3月改定）の業種分類により整理した。標準産業分類には大分類、中分類、小分類、細分類の4区分が存在するが、各発生源品目における排出量につ

いて、小分類、細分類までの内訳を把握できない場合が多いため、おおむね中分類の業種ごとに VOC 排出量を集約、小分類、細分類が把握できる場合には発生源品目ごとの推計方法等の中で対応する業種を示している。

発生源品目別の VOC 排出量

発生源品目別 VOC 排出量の推計結果を表1に示す。平成30年度の印刷インキの VOC 排出量推計値は35,248トンで前年度から5.1%（1,721トン）増加した。なお、12年度との比較では72.8%（94,661トン）減少となった。接着剤は43,139トンで同0.58%（253トン）減少した。12年度との比較は36.6%（24,888トン）減少した。粘着剤・剥離剤からの排出量は、30年度が6,368トンで同18.3%（1,422トン）と大きく減少した。これについて検討会では、情報元の日本粘着テープ工業会の自主行動計画の VOC 排出量が3,715トン／年から2,852トン／年に減少したことが主な要因だとしている。ラミネート用接着剤は7,470トンで同2.7%

表1 発生源品目別 VOC 排出量の推計結果

発生源品目	H12年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H12年度から の削減割合	H29年度から の削減割合
化学品	136,229	82,232	79,544	76,006	61,741	57,182	51,019	46,976	47,990	48,025	48,511	44,355	41,632	45,507	45,127	-66.87%	-0.84%
食品等（発酵）	18,075	13,774	13,535	13,156	15,960	1,335	13,852	14,048	14,224	14,575	15,245	15,905	16,014	16,855	17,428	-3.58%	3.40%
コークス	317	179	164	166	144	120	125	132	167	144	123	120	116	107	90	-71.46%	-15.28%
天然ガス	1,611	836	825	1,999	2,760	2,560	2,514	794	663	607	728	463	496	1,463	1,463	-9.17%	-3.40%
燃料（蒸発ガス）	182,077	169,040	167,905	160,041	154,250	151,868	151,478	148,100	144,314	143,350	137,570	138,583	137,098	133,872	131,914	-27.55%	-15.28%
原油（蒸発ガス）	993	830	818	737	768	721	581	484	429	421	427	414	376	376	376	-62.12%	0.00%
塗料	534,672	398,203	379,924	368,422	328,754	292,224	294,460	289,499	285,652	281,746	274,476	270,193	260,473	249,370	242,071	-54.73%	-2.93%
印刷インキ	129,909	84,290	86,554	75,877	70,214	60,865	48,732	42,020	41,612	42,911	42,792	38,470	38,507	33,527	35,248	-72.87%	5.13%
接着剤	68,027	55,041	59,698	52,838	47,500	41,853	40,819	42,658	42,683	45,219	42,432	41,050	40,668	43,392	43,139	-36.58%	-0.58%
粘着剤・剥離剤	43,373	33,252	31,133	26,439	22,548	18,513	12,193	11,312	11,080	10,681	10,672	9,593	9,718	7,790	6,368	-85.32%	-18.25%
ラミネート用接着剤	22,191	26,945	25,460	24,174	16,752	13,823	11,014	9,124	8,888	9,306	8,883	8,161	7,504	7,680	7,470	-66.34%	-2.73%
農薬・殺虫剤等（補助剤）	3,390	2,825	2,704	2,728	2,667	2,489	1,974	1,941	1,736	1,607	1,750	1,665	1,562	1,542	1,518	-55.21%	-1.53%
漁網防汚剤	1,854	4,261	4,355	4,207	4,106	3,835	4,006	3,985	4,151	4,255	4,117	4,672	4,438	4,458	4,373	135.87%	-1.91%
ゴム溶剤	25,841	21,875	21,051	19,508	16,321	12,960	13,674	12,201	10,414	9,756	9,311	8,634	8,461	8,152	7,979	-69.12%	-2.12%
コンパレーティング溶剤※	11,839	9,818	11,110	9,235	8,647	6,886	5,304	5,067	4,232	3,778	3,545	3,581	3,556	3,903	3,369	-71.54%	-13.68%
コーティング溶剤	2,690	13,912	13,322	12,806	9,705	8,402	7,092	6,166	6,047	6,257	6,044	5,675	5,332	5,425	5,314	97.55%	-2.04%
合成皮革剤	1,703	2,948	3,523	3,510	2,465	1,440	535	690	1,434	1,680	1,359	1,156	1,077	954	848	-50.21%	-11.04%
アスファルト溶剤	402	204	190	234	150	145	126	108	104	99	110	104	109	95	93	-76.87%	-2.90%
光沢加工剤	763	465	419	349	279	210	201	192	184	175	175	175	175	175	175	-77.06%	0.00%
マーキング剤	195	126	127	122	112	94	86	79	67	64	68	62	60	60	62	-68.21%	-2.64%
工業用洗浄剤	83,531	65,434	59,736	55,481	46,692	43,438	45,148	43,413	37,200	34,997	36,998	35,397	37,144	37,615	37,316	-55.33%	-0.79%
ドライクリーニング溶剤	51,537	43,440	40,711	36,744	31,266	27,436	24,663	21,931	21,890	20,398	19,199	20,004	20,838	20,724	19,095	-62.95%	-7.86%
塗膜剥離剤（リムーバー）	7,060	1,540	1,312	1,064	1,201	935	1,467	1,067	1,165	1,008	890	853	931	1,234	1,136	-83.91%	-7.94%
製造機器類洗浄用シンナー	61,622	45,161	44,316	41,550	37,335	33,027	31,925	30,944	300,566	30,484	29,663	28,868	28,024	26,817	26,496	-57.00%	-1.20%
表面処理剤（フラックス等）	923	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	-32.83%	0.00%
試薬	1,241	1,615	1,726	772	710	898	1,060	997	722	511	711	925	660	489	804	-35.21%	64.35%
原油（精製時の蒸発）	86	86	83	82	79	74	74	70	70	71	67	67	68	66	63	-26.74%	-4.11%
プラスチック発泡剤	3,353	2,337	2,018	1,653	1,626	1,225	1,194	1,290	1,215	1,006	984	890	804	787	877	-73.84%	11.44%
滅菌・殺菌・消毒剤	434	434	511	509	281	178	160	112	109	89	90	95	58	115	116	-73.27%	0.46%
くん蒸剤	3,692	1,244	1,108	947	827	670	689	624	603	528	489	386	326	326	313	-91.52%	-4.07%
潤し水	5,429	3,578	2,899	2,151	2,541	2,662	1,702	1,526	1,251	762	507	442	489	144	258	-95.25%	79.79%
合計	1,405,058	1,086,545	1,067,401	994,128	889,039	800,706	768,486	738,171	721,472	715,222	696,554	681,578	667,337	663,640	641,520	-54.34%	-1.85%
削減率（平成12年度比）	—	23%	25%	29%	37%	43%	45%	47%	49%	49%	50%	51%	53%	53%	54%		

注1：「削減率（平成12年度比）」は、対象年度（例：平成30年度）の排出量に対する対平成12年度比（例：1-H30/H12）を示す。
 注2：「削減率（平成12年度比）」は、対象年度（例：平成30年度）の排出量に対する対平成12年度比（例：1-H30/H12）を示す。
 注3：「潤し水（発生源品目コード424）」については、今年度に推計方法の見直しが行われた。また、見直し後の推計方法を使用して平成12年度まで適正修正を行った。

※コンパレーティング溶剤の数値は、（一社）日本染色協会のVOC自主行動計画を基にしたもの。

出典：揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリ検討会（VOC）排出インベントリについて（令和2年3月）

表2 業種別 VOC 排出量の推計結果

業種名	VOC 排出量 (トン/年)															
	H12年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	削減率 (H30年度と 12年度比)
パルプ・紙・紙加工品製造業	29,114	21,621	23,094	20,106	18,076	16,802	12,026	13,655	13,146	13,260	11,862	10,597	10,323	9,911	10,421	-64%
印刷・同関連業	132,451	87,399	88,162	76,400	70,580	61,449	48,313	41,326	40,404	41,096	38,992	35,351	35,518	30,574	32,315	-76%
プラスチック製品製造業	72,861	77,877	75,728	69,017	54,864	44,743	36,435	32,592	32,747	32,114	31,263	28,059	26,478	24,756	22,740	-69%

揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリ検討会「揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリについて」（令和2年3月）を基に編集部が作成

表3 業種別・発生源品目別の推計結果（印刷関連品目のみを抽出）

トン/年

業種	発生源品目			
	印刷インキ	接着剤	粘着剤・剥離剤	ラミネート用接着剤
土木工事業	—	90	—	—
建築工事業	—	17,245	—	—
舗装工事業	—	—	—	—
繊維工業（衣類、その他繊維製品を除く）	—	661	—	—
衣服・その他の繊維製品製造業	—	—	—	—
木材・木製品製造業（家具を除く）	284	6,765	—	—
家具・装備品製造業	—	2,007	—	—
パルプ・紙・紙加工品製造業	2,946	2,375	1,813	—
印刷・同関連業	28,133	8	—	747
化学工業	—	206	—	—
石油製品・石炭製品製造業	—	—	—	—
プラスチック製品製造業	1,106	—	4,555	6,723
ゴム製品製造業	—	232	—	—
なめし革・同製品・毛皮製造業	—	910	—	—
窯業・土石製品製造業	—	275	—	—
鉄鋼業	—	—	—	—
非鉄金属製造業	—	375	—	—
金属製品製造業	966	1,647	—	—
一般器具製造業	—	—	—	—
電気機械器具製造業	—	264	—	—
情報通信機器器具製造業	—	34	—	—
電子部品・デバイス製造業	—	28	—	—
輸送機械器具製造業	—	7,693	—	—
精密機械器具製造業	—	130	—	—
その他の製造業	423	827	—	—
自動車整備業	—	—	—	—
機械修理業	—	—	—	—
特定できない業種	1,390	967	—	—
家庭	—	222	—	—

揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリ検討会「揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリについて」（令和2年3月）を基に編集部が作成

（210トン）減少となった。12年度と比べると66.3％（14,721トン）の減少となった。

業種別の VOC 排出量

業種別の排出量から印刷や紙、プラスチック製品製造等を抜粋したのが表2。印刷・同関連の平

成30年度の推計値が32,315トンで前年度に比べ5.7%増加した。12年度比では、76%減少した。プラスチック製品製造業は22,740トンで同8.1%減少、12年度比では69%減少となった。なお、表3では、業種別・発生源品目排出量のクロス集計から印刷関連の業界に関する業種を抜き出した。

約 29 万社の親事業者・下請事業者に書面調査 支払遅延、下請代金の減額の違反多数

中小企業庁は、下請取引の適正化に向けた取り組みとして、「未来指向型の取引慣行に向けて」における3つの基本方針（「型取引の適正化」「支払条件の改善」「価格決定方法の適正化」）に、「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ」を追加した重点5課題への取り組みを推進するとともに、「下請代金法の調査・検査の重点化」に関し、親事業者への立入検査、下請Gメンの活用などにより下請法等を運用し、違反行為に対して厳正に対処している。こうした状況の中、2019年度の下請法執行状況、下請かけこみ寺事業の実施状況、取引条件改善に向けた取り組みがまとめられた。

親事業者 5 万件、下請事業者 24 万件へ書面調査

下請取引の実態把握のために、2019年度は約5万社の親事業者、当該親事業者と下請取引を行う約24万社の下請事業者に対して同調査を実施した。なお、18年度以降、インターネットを活用した回答方法も選択できるように制度運用の見直しを図り、インターネットからも同調査へ回答できる状況で実施した。

下請代金の返還、188社・138百万円

2019年度は、855社の親事業者へ立入検査等を行い、そのうち706社の親事業者に対し、改善指導を行った。下請法には、不当な下請代金の減額など禁止行為に当たる実体規定（第4条関係）、下請取引に係る書面（いわゆる「発注書」「注文書」などという名称の書面）の交付（第3条関係）、下請取引に係る書類保存義務（第5条関係）など義務行為に当たる手続規定が定められている。

表1に示した違反行為の内訳を見ると、禁止行為の違反では、「支払遅延」（183件）、「下請代金の減額」（133件）が多く、義務行為の違反では、

表1 違反行為の内訳 単位：事業所

内訳／年度	2017年度	2018年度	2019年度
実体規定違反合計	689	489	446
受領拒否	3	1	2
支払遅延	314	205	183
下請代金の減額	247	185	133
返品	9	6	5
買いたたき	25	14	25
購入・利用強制	7	3	8
報復措置	0	0	0
有償材の早期決済	17	9	14
割引困難手形	46	50	32
利益提供要請	21	15	42
変更・やり直し	0	1	2
手続規定違反合計	1,502	1,298	1,171
書面不備・未交付	804	678	618
書類未保存	698	620	553

出典：中小企業庁「令和元年度における下請取引の適正化に向けた取組等について」（2020年8月20日）

表2 下請代金の返還

返還額、親事業者数／年度	2017年度	2018年度	2019年度
返還額（百万円）	251	285	138
親事業者数（社）	271	195	188

出典：中小企業庁「令和元年度における下請取引の適正化に向けた取組等について」（2020年8月20日）

3条書面の記載事項不備・未交付のほか、5条書類（取引の経緯を記載する書類）の未保存が見受けられた。

表2の下請代金の返還は、下請法違反によって改善指導を受けた親事業者のうち、減額した下請代金、支払遅延に係る遅延利息など、下請法の禁止行為違反となる計188社の親事業者に対し、中小企業庁および全国各地域9カ所に拠点を置く各経済産業局等が、総額で約138百万円を下請事業者に返還をするように改善指導を行い、これら親事業者は不当な下請代金の返還を実施。このような違反行為の改善は、中小企業庁および管轄局の下請代金検査官が現場で確認を行い、適正な改善指導を随時行っているところである。

過去3年の違反行為、支払遅延や減額の違反行為多数

禁止行為では、たとえ下請事業者の了解を得て

いても、また、たとえ親事業者に違法性の認識がなくても、下請事業者に対して親事業者が行ってはいけない11項目の行為が規定されている。具体的には、①受領拒否の禁止、②下請代金の支払遅延の禁止、③下請代金の減額の禁止、④不当返品物の禁止、⑤買いたたきの禁止、⑥物の購入強制・役務の利用強制の禁止、⑦報復措置の禁止、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、⑨割引困難な手形の交付の禁止、⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止、⑪不当な給付内容の変更および不当なやり直しの禁止が定められている。

一方、義務行為は、下請事業者に対して親事業者が履行しなければならない必要記載事項をすべて記載した発注書面を交付するとともに、親事業者が下請取引の内容について記載した書類などを作成し、これを2年間保存しなければならないことが規定されている。

表3 違反行為の累積数100事業所以上となる業種

業種(中分類)／違反	違反 合計数 (①+②)	手続規定違反			実体規定違反												小計②
		書面不備・ 未交付	書類未保存	小計①	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	利用強制	報復措置	早期相殺	長期手形	利益要請	やり直し		
11 繊維工業	122	56	12	68	1	19	22	1	0	2	0	4	5	0	0	54	
18 プラスチック製品 製造業	112	60	10	70	0	11	19	0	0	1	0	4	3	4	0	42	
24 金属製品製造業	192	90	20	110	0	25	31	1	5	0	0	5	12	3	0	82	
25 はん用機械器具製 造業	147	66	22	88	1	20	22	0	4	0	0	2	4	6	0	59	
26 生産用機械器具製 造業	273	124	30	154	0	41	38	1	7	2	0	2	22	6	0	119	
29 電気機械器具製造 業	163	79	18	97	1	25	19	0	3	0	0	1	9	8	0	66	
31 輸送用機械器具製 造業	155	78	11	89	1	17	23	0	2	1	0	3	11	8	0	66	
39 情報サービス業	178	98	13	111	0	46	18	0	2	0	0	0	0	0	1	67	
44 道路貨物運送業	183	97	34	131	0	27	18	0	4	2	0	0	0	1	0	52	
51 繊維・衣服等卸売 業	120	52	16	68	0	20	19	3	1	0	0	1	5	3	0	52	
53 建築材料・鉱物・ 金属材料等卸業	128	64	17	81	0	18	16	1	2	0	0	1	6	3	0	47	
54 機械器具卸売業	276	121	44	165	0	56	36	2	4	1	0	1	10	1	0	111	
55 その他の卸売業	102	53	8	61	0	16	17	2	0	0	0	0	4	2	0	41	
74 技術サービス業	106	51	19	70	1	20	11	0	4	0	0	0	0	0	0	36	
92 その他の事業サー ビス業	105	46	20	66	0	22	15	0	1	0	0	0	1	0	0	39	
違反行為15業種の合計	2,362	1,135	294	1,429	5	383	324	11	39	9	0	24	92	45	1	933	

累計による実績（2017～19年度）

出典：中小企業庁「令和元年度における下請取引の適正化に向けた取組等について」（2020年8月20日）

違反行為の累積数 100 事業所以上の業種で見ると、違反行為の累積数が多い順で、機械器具卸売業、生産用機械器具製造業、金属製品製造業、道路貨物運送業、情報サービス業、電気機械器具製造業、運送用機械器具製造業、はん用機械器具製造業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、繊維工業、繊維・衣服等卸売業、プラスチック製品製造業、技術サービス業、その他の事業サービス業、その他の卸売業となっている。印刷・同関連業の 2017～19 年度の違反行為の累積数は 100 未満となっている。

2017～19 年度の過去 3 年の違反行為の累積数 100 事業所以上となる業種（表 3）においては、業種によって差はあるものの、依然として支払遅延や減額の違反行為が顕著である。また、「下請代金法の調査・検査の重点化」に掲げた項目、①原価低減（買いたたき）、②金型（型保管を含む利益提供要請）、③手形（長期手形等）に対応した違反事項に着目して見ると、①では生産用機械器具製造業、②では電気機械器具製造業および輸送用機械器具製造業、③では生産用機械器具製造業が、近年最も違反行為の多い業種となった。

違反行為の累積数 100 事業所以上となる業種では、書面不備・未交付、書類未保存といった手続規定の違反行為も認められることが多い。

下請かけこみ寺で相談 9,450 件、下請 G メン訪問 4,566 件

中小企業が抱える取引上の悩み相談を受け付ける「下請かけこみ寺」（全国 47 都道府県に設置）では、相談員による相談受付 9,450 件、弁護士による無料相談 474 件、裁判外紛争解決手続（ADR）の調停申立 22 件の案件に対応した。

取引条件改善に向けた取り組みとしては、講習会、下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー 2019、価格交渉サポートセミナーを開催した。

また、取引調査員（下請 G メン）を配置し、全国の下請中小企業を訪問して、4,566 件のヒアリングを実施。ヒアリングで聞き取った内容は、秘密保持を前提として必要に応じ、国の基準改正や業界団体にフィードバックを行うなど改善につなげるとともに、下請法違反の疑いがある場合は検査に移行するなど、適正取引に向けた取り組みを強く促していく。

Information

トーヨーケム、抗ウイルス性ハードコート剤を開発

トーヨーケム(株)は、これまでに開発した抗菌性ハードコート剤「リオデュラス AMB シリーズ」に加え、新たに抗ウイルス性ハードコート剤「リオデュラス AV シリーズ」を開発した。

同製品は抗ウイルス性能評価の国際基準である ISO21702 をクリアし、エンベロープを持つ A 型インフルエンザウイルスおよびノンエンベロープウイルスであるネコカリシウイルス（ノロウイルスの代替）に

対し共に有効であることが確認されている。

また、抗ウイルス性を付与すると塗膜の透明性が失われてしまうが、リオデュラス AV シリーズは、トーヨーケムが持つ分散技術により、抗ウイルス性と透明性を両立することに成功。これからの with コロナ時代において、モバイル端末のみならず、フェイスシールドやパーテーションなど、透明で人が触れる可能性のある様々な部材の保護への応用が可能。